

一般社団法人 日本LD学会

定款施行細則

第1章 会費

(会費・入会金)

第1条

この法人の年度会費について、以下のとおり定める。

- (1) 正会員 : 9,000円 (海外在住の場合: 11,000円)
- (2) 機関会員: 11,000円
- (3) 賛助会員: 11,000円

2 この法人に入会する場合の入会金は5,000円とする。(正会員、機関会員、賛助会員 共通)

第2章 委員会

(常設委員会)

第2条

定款第37条に基づき、以下にあげる委員会を常設の委員会とする。

(1) 企画委員会

この法人の中長期計画、新規活動、企画運営等についての原案を検討する。学会内委員会の長が参集し、各委員会内での課題、さらには委員会横断的に検討が必要な課題について検討する。

(2) 研究委員会

国内外の学会の研究動向及び会員の研究ニーズの把握、委員会として取り組む研究テーマの選定と研究の実施を行い、学会員のLD及びその関連領域の理解と実践を推進する。

(3) 編集委員会

機関誌の作成に関わる企画、論文の依頼、投稿論文の査読審査など、編集業務と機関誌の内容の充実・質の向上及び最新情報等の掲載を行う。

(4) 広報委員会

この法人が発行する会報の企画および編集、ホームページ等の運営および管理、その他、情報提供に関わる業務を行う。

(5) 国際委員会

海外情報の収集・発信、海外関連学会・研究者との交流推進を行う。

(6) 倫理委員会

この法人における倫理規定に基づき、倫理に関する検討及び対応を行う。

(7) 被災地支援委員会

災禍時のLD及びその関連領域への教育的支援等に関する情報提供や調査・研究及び研修等について審議し、有用な情報を発信する。

(8) アクセシビリティ委員会

この法人が行う事業においてアクセシビリティが保障されるよう、ガイドラインを定め、各事業実施担当者への助言を行う。

(9) 大会等支援委員会

大会・研究集会の円滑な実施のため、実行委員会のサポートや関連する業務を行う。

(10) 渉外委員会

LDに関する国内の学会や関連団体と連携を図り、情報交換や交流促進によって学会活動の活性化を図る。

(11) LD-SKAIP 委員会

LDの判断と指導のためのスクリーニングキットである LD-SKAIP を広く一般に普及するために、講習会および事例検討会等を実施し、理解推進を図る。

(12) 規約等整備委員会

定款、定款施行細則、その他の規則など、この法人の現状に沿ってより時宜を考慮した規則の改良及び新たな規則の制定の検討を行う。

(13) ハラスメント防止委員会

この法人内におけるハラスメントの防止の実施に関わる業務を行う。

(委員の任期)

第3条

任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

ただし、後任の委員が選出されるまでは、引き続きその任に当たるものとする。

(委員会の改廃と新規の設置)

第4条

理事会又は常任理事会は、委員会の解散若しくは統廃合又は新規委員会の設置をすることができる。

(その他)

第5条

委員会の運営に関して必要がある場合、別に規則を定めることができる。

第3章 基金に関する補則

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条

この法人に拠出された基金は、原則としてこの法人が解散する時まで返還しない。

(基金の返還に関する手続)

第7条

基金を返還する必要がある場合、この法人の基金は定時社員総会において返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第4章 その他

(定款施行細則の変更)

第8条

この定款施行細則は、理事会または常任理事会の承認を経て変更することができる。

2023（令和5）年6月18日 制定